

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第23号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年徳島県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 6 号ア中「710円」を「950円」に改め、同号イ及び同項第 7 号中「1,080円」を「1,440円」に改める。

第 9 条第 2 項中「この項」の次に「及び次項」を加え、「住居手当及び子女教育手当」を「在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当、子女教育手当及び在外単身赴任手当」に改め、「（在勤基本手当）」の次に「、同行配偶者手当及び同行子女手当」を加え、「住居手当に」を「在外住居手当に」に改め、同条第 3 項中「第 7 条の 2」を「第 6 条、第 7 条の 2」に、「地域手当」を「扶養手当（法第 6 条第 5 項に規定する同行子女に相当する者に係る分に限る。）、地域手当」に改め、「住居手当」の次に「（給与条例第 7 条の 5 第 1 項第 1 号の規定によるものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（第 9 条第 3 項の改正規定（「第 7 条の 2」を「第 6 条、第 7 条の 2」に、「地域手当」を「扶養手当（法第 6 条第 5 項に規定する同行子女に相当する者に係る分に限る。）、地域手当」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び附則第 5 項の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和 27 年徳島県条例第 2 号）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
（特殊勤務手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された危険現場作業手当は、改正後の条例の規定による危険現場作業手当の内払とみなし、改正前の条例の規定に基づいて支給された外国勤務手

当は、改正後の条例の規定による外国勤務手当の内払とみなす。

（外国勤務手当に関する経過措置）

- 4 令和8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員の給与に関する条例第6条の規定に基づき扶養手当（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第6条第5項に規定する同行子女に相当する者に係る分に限る。）の支給を受けた職員の当該扶養手当の計算期間に係る外国勤務手当の額は、改正後の条例第9条第2項に規定する額から当該扶養手当の額又は当該期間に係る同項に規定する同行子女手当の額のいずれか少ない額を減じた額とする。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 5 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の5第1項第2号中「又は第3項」を「若しくは第3項」に改め、「職員」の次に「又は職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年徳島県条例第4号）第9条第2項の規定により在外単身赴任手当の額が含まれる外国勤務手当を支給される職員」を加える。